平成２３年（フ）第２７４号
埼玉県熊谷市肥塚1207番地１
債務者　太田　健治
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小鮒　成忠
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３８３号
埼玉県深谷市常盤町61番地　クレアーレ東芝トキワ215
債務者　石田　晴志
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　笠原　徳之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０４９号
京都市中京区西ノ京北聖町40番地
債務者　渡邊　隆夫
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　秋重　　実
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後２時30分
５　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２７号
大分市大字種具1164番地の１カーペンター河野312
債務者　藤田　忠則
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　梅本　哲平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月13日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年11月29日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第７５号
熊本県八代市古城町2808番地４
債務者　田﨑　悦子
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小西　直樹
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月30日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年11月30日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第２１９２号
名古屋市瑞穂区瑞穂通１丁目37番地の１
ザ・モーク桜山403号
債務者　江﨑　重成
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　加藤　了嗣
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月15日午前10時55分
５　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１８号
富山市八人町４番11号
債務者　蛯谷　正純
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　青島　明生
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月６日午前10時45分
５　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２１８号
長野市稲里町中央３丁目12番13号
債務者　塚田　裕子（旧姓丸山）
１　決定年月日時　平成23年９月15日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　米山　秀之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０９９号
堺市中区福田406番地６
債務者　堺　　良文
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　内藤　早苗
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月19日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１３８２号
名古屋市西区八筋町97番地　サンシャインＩＴＯ　１Ａ号
債務者　川﨑　央子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　漆原　由香
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５８６号
静岡市駿河区丸子新田412番地　ベルフォーレⅡ―202、前住所静岡市駿河区丸子５丁目７番５号
債務者　伊藤　勝男
１　決定年月日時　平成23年９月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　宇佐美達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月12日午前10時50分
５　免責意見申述期間　平成23年12月12日まで
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１０１号
三重県志摩市磯部町穴川1114番地
債務者　井上　直美
１　決定年月日時　平成23年９月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第４５９５号
大阪市港区磯路３丁目18番12号
債務者　髙瀬　雅也
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４６０２号
大阪府茨木市総持寺２丁目４番38号
債務者　濵田　昭子
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５２７８号
大阪市生野区中川５丁目４番33号
債務者　皿上　誠二
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３３２号
大阪府吹田市高野台１丁目２番Ｂ３―305号
債務者　清水　綾野
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５３５８号
大阪府枚方市南中振２丁目15番５―101号
債務者　川崎いずみ
１　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部